

目次

1. 序章：法務介助™を問い直す理由
2. 法務介助™とは — 哲学としての役割
3. 在宅看取り法務サービス®とは — 実務としての形
4. 「介護」と「法務介助™」の違い
5. 「器」と「中身」の関係性
6. 行政書士としての守備範囲
7. 結びにかえて

1. 序章：法務介助™を問い直す理由

人がフレイル期から看取り期までを生きる過程では、「安心して暮らしたい」「自分らしく選びたい」という想いが常に存在します。

その想いを支えるために私は、在宅看取り法務サービス®を実務として立ち上げ、その基盤となる思想を法務介助™と名付けました。

2. 法務介助™とは — 哲学としての役割

法務介助™は、単なる業務名ではなく、依頼者の価値観を尊重し、自己決定＝自律を支える独自の哲学・概念です。

介護が「自立を補う」営みであるなら、法務介助™は「自律を支える」営みです。

依頼者が抱える価値観を言語化し、それを契約や制度の枠組みを超えて生かす。

この姿勢によって、生活の質（QOL）を守り抜くことこそが法務介助™の核にあります。

3. 在宅看取り法務サービス®とは — 実務としての形

一方、在宅看取り法務サービス®は、この法務介助™という哲学を実務に落とし込んだ具体的な仕組みです。

- ・ 契約書や遺言の作成
- ・ 任意後見契約の整備
- ・ 不動産や相続に関する文書作成・調整
- ・ 権利と事実に関する文書作成
- ・ 行政手続のサポート

これらを通じて、依頼者が自宅で安心して暮らし抜くことを支えます。

つまり、法務介助™が「思想」であるならば、在宅看取り法務サービス®は「その思想を実務化した制度・器」と言えるのです。

4. 「介護」と「法務介助™」の違い

介護と法務介助™はよく似て聞こえますが、担う役割は異なります。

- ・ 介護：身体や生活の自立を補う支援（できないことを補う）。
- ・ 法務介助™：契約や制度の理解を助け、意思決定を保障する支援（自律を支える）。

たとえば介護サービスの契約に際して、介護職は生活の現場を支えますが、私は法務の専門家として「契約内容を理解しやすくする」「選択の余地を明らかにする」ことに尽力します。

5. 「器」と「中身」の関係性

在宅看取り法務サービス®は「器」であり、法務介助™はその「中身」です。

私はまず「器」を実務として築き、その実践の中から「中身」である哲学を明確にしてきました。

逆に言えば、この器は法務介助™という思想なしには存在せず、中身があるからこそ制度としての器が生きるのです。

6. 行政書士としての守備範囲

もちろん、弁護士法72条を超えて紛争代理をすることはありません。

行政書士としての守備範囲はあくまで「文書化・手続・情報整理」。

- ・ 任意後見契約・遺言の文書作成
- ・ 権利と事実に関する文書作成
- ・ 行政手続のサポート

これらを通じて、医療や介護の現場で生じる情報格差を是正し、依頼者が「納得の上で選べる」環境を整えます。

7. 結びにかえて

法務介助™は思想であり、在宅看取り法務サービス®はその思想を形にした実務です。

介護と異なり直接的なケアは担いませんが、介護と補完し合いながら依頼者の尊厳と自己決定を支える仕組みです。

この関係性を改めて整理したことは、私にとってもひとつの集大成となりました。

なお、実際の事例や現場での具体的な実践については、別マガジン「法務介助の現場から」をぜひご覧ください。